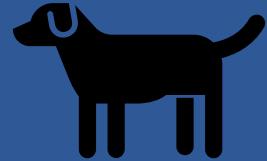


飼養経験のお申込み について (対象動物: 犬猫)



大阪市動物管理センター一分室

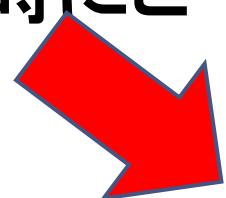
申し込み方法



- まずは、本解説資料をよくお読みくださいますようお願いいたします。
- 自宅で飼養経験を積まれる場合は、窓口（大阪市東成区大今里西1-19-29大阪市動物管理センター分室）へ飼養経験の**申し込みにお越しください。**
- 窓口で申し込まれてから1年間かかります。（過去にさかのぼっての経験は認められません）
- なお、事業者が発行した飼養経験証明書を使用されたい場合は大阪市動物管理センター分室へご相談ください。

解説にあたって

- 読了後、窓口で飼養経験申し込みを忘れずに
行ってください。
- ご質問があればお電話06-6978-7710か電子メー
ルfc0012@city.osaka.lg.jpにて受付させていただ
きます。
- 右下にスライド番号がありますので、質問時にご
利用ください。



目次

- ・動物取扱責任者になるには
- ・資格要件について
- ・実務従事証明書と飼養経験の違いについて
- ・飼養経験に必要な帳簿と日々の記録について
- ・犬猫で飼養経験を積まれる方へ
- ・その他開業にあたっての注意事項



◆ 動物取扱責任者になるには

- パターン①：獣医師または愛玩動物看護師（国家資格）
パターン②：必要な経験と知識を証明できる人

経験

- ・第一種動物取扱業の種別に係る半年以上の実務経験
または
- ・動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験



知識

- ・第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校等を卒業または
- ・公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明

学校卒業

資格

◆ 動物取扱責任者に必要な知識

・開業を希望されている業種に応じて、いずれか該当する資格の取得が必要です。ご自身が目指す業種に必要な資格を早めにご確認のうえ、取得手続きを進めてください。

知識

学校卒業

- ・第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校等を卒業 または
- ・公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明

資格

・学校卒業での認定を希望される場合、卒業証明書と履修証明書、授業内容のわかる資料等が必要となります。書類を取り寄せる前にご相談ください。(認定できない場合があります)

開業を希望されている業種に応じて、いずれか該当する資格の取得が必要です。ご自身が目指す業種に必要な資格を早めにご確認のうえ、取得手続きを進めてください。(1/2)

環境省が知識及び技術を習得していることの証明として認めている資格一覧

資格名	団体名	販売	保管	貸出し	訓練	展示
1 愛玩動物飼養管理士(1級・2級)	公益社団法人日本愛玩動物協会					
2 家庭動物管理士(旧:家庭動物販売士)	一般社団法人全国ペット協会	販売	保管	貸出し		展示
3 JAHA 認定家庭犬しつけインストラクター	公益社団法人日本動物病院福祉協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
4 動物看護士(3級)	公益社団法人日本動物病院福祉協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
5 公認訓練士	社団法人日本警察犬協会		保管		訓練	
6 公認訓練士	社団法人ジャパンケネルクラブ		保管		訓練	
7 愛犬飼育管理士	社団法人ジャパンケネルクラブ	販売	保管	貸出し	訓練	展示
8 GCT(Good Citizen Test)	優良家庭犬普及協会		保管		訓練	
9 実験動物技術者(2級)	社団法人日本実験動物協会	販売	保管	貸出し		展示
10 乗馬指導者資格(初級)	社団法人全国乗馬俱乐部振興協会	販売	保管	貸出し		展示
11 乗馬指導者資格(中級)	社団法人全国乗馬俱乐部振興協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
12 地方競馬教養センター騎手過程修了者	地方共同法人 地方競馬全国協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
13 愛護動物取扱管理士	社団法人新潟県動物愛護協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示

開業を希望されている業種に応じて、いずれか該当する資格の取得が必要です。ご自身が目指す業種に必要な資格を早めにご確認のうえ、取得手続きを進めてください。(2/2)

環境省が知識及び技術を習得していることの証明として認めている資格一覧							
資格名	団体名	認められる業種別					
14	公認馬術指導者資格コーチ	財団法人日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
15	公認馬術指導者資格指導者	財団法人日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
16	競技別指導者資格馬術上級コーチ	財団法人日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
17	競技別指導者資格馬術コーチ	財団法人日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
18	競技別指導者資格馬術指導員	財団法人日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
19	トリマー(初級、中級、上級、教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
20	動物看護師(初級、中級、上級、教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
21	家庭犬訓練士(初級、中級、上級、教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
22	動物介在福祉士(初級、中級、上級、教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
23	ペットシッター士 (平成21年4月1日以降の取得者に限る)	NPO 法人日本ペットシッター協会	保管			訓練	
24	認定ペットシッター	ビジネス教育連盟ペットシッタースクール	保管			訓練	
25	調教師	地方共同法人 地方競馬全国協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
26	動物取扱士(3 級)	NPO 法人九州鳥獣保護協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
27	小動物飼養販売管理士	協同組合ペット・サービスグループ(PSG)	販売	保管	貸出し	訓練	展示

◆ 動物取扱責任者に必要な経験

経験

- ・第一種動物取扱業の種別に
係る半年以上の実務経験
または
- ・動物の種類ごとに実務経験
と同等と認められる一年間以
上の飼養に従事した経験

同業種の店で半年間
常勤した実務経験

👉👉 いずれかが必要

同じ動物種を一年間
一定レベルで飼養し
た飼養経験

◆ 常勤とは？

- ・常勤とはフルタイムのことで、一般に、事業所が定めた勤務すべき所定労働時間(例:週5日・40時間)のことです。
- ・所定労働時間を満たしていれば、雇用形態にかかわらず、常勤となります。アルバイトでも、フルタイムであれば常勤といえます。
- ・いわゆるパートタイム勤務は該当しません。
- ・なお、常勤か非常勤は、勤務先に判断していただいておりますので、勤務先へ勤務条件を確認してください。

◆ 自宅での飼養経験の注意点



- 大阪市に申請された自宅での飼養経験は、大阪市内での開業時にのみ有効です。他の都市で開業される場合は、その都市独自の基準や手続きをご確認いただき、開業予定地の自治体にお問い合わせください。
- 自宅で飼養経験を積みたい場合は、窓口へ飼養経験の申し込みにお越しください。
- 窓口で申し込まれてから1年間かかります。(過去にさかのぼっての経験は認められません)
- 1年間欠かさず2種類の帳簿をつけてください。

◆ 自宅での飼養経験に必要なこと

**同じ動物種を一年間一定レベルで飼養した
飼養経験**

- ・店舗と同等の管理体制で飼養し、1年間、欠かさず2種類の帳簿をつけてください。
- ・やむを得ない事情(例:本人の入院や、動物の死亡でその種がいなくなつた等)で飼養ができなくなった場合は、その不在期間分を延長し、実際に飼養した日数の合計が365日となるようにしてください。
- ・窓口で申し込まれてから1年間かかります。過去にさかのぼった経験は認められません。
- ・途中で動物種の変更はできません。お申込み時に現に飼養している動物種に限られます。(どうしても別の動物種を追加したい場合は、再度窓口まで申し込みにお越しください。その場合も過去にさかのぼっての経験は認められません。)

◆ 帳簿の備付

*** 1年分が必要**

<必要な記録台帳の種類について>

	必須
1. 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳	○
2. 動物の個体に関する帳簿	○

飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

参考様式第9（第一種動物取扱業者遵守基準細目第2条第3号及び第5条第1号カ関係）

飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 保管 貸出し 訓練 展示 その他

飼養施設の所在地

年月日	点検時間	飼養施設の点検等の状況			動物の数及び状態の点検		点検担当者氏名	備考
		清掃	消毒	保守点検	数	状態		
:	済・否	済・否	済・否	異常無・異常有	異常無・異常有			
備考								

清掃と動物の状態を1日1回以上記録する
365日分記録し、提出する

備考

- 「動物の数及び状態の点検」欄の「異常有」に該当した場合には、「備考」欄にその詳細を記入すること。
- この台帳の大きさは、日本工業規格A4とすること。

参考別紙4

参考様式（法第21条の5第1項、施行規則第10条の10関係）

生年月日が不明な場合は推定で記載

犬猫とそれ以外で個体台帳は異なります

繁殖者が判明している場合には氏名及び登録番号及び所在地、それ以外の場合には氏名及び所在地を記載

【個体に関する情報】

管理番号 (名前)	品種	生年月日 ^{*1}	性別	特徴	その他	遺伝性疾患の 有無	繁殖者等情報 ^{*2} 氏名（法人名）	<input type="checkbox"/> 繁殖 <input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 捕獲 登録番号及び所在地			
タマきち	犬 猫	2020.4月上旬	♂ ♀	ミケ	不妊済	有 無	大阪 太郎	大阪市東成区大今里西1-19-29 (TEL : 06-6978-7710)			

【所有もしくは占有に関する情報】

所有年月日	譲渡元（所有元）情報				
	上記と同じ	氏名・名称	所在地	病歴	マイクロチップ
2020年5月10日	<input checked="" type="checkbox"/>		(TEL :)	有 無 (診断名 :)	

【引渡しに関する情報】

年月日	譲渡先			情報提供 ^{*3}	対面説明 現物確認 ^{*4}	署名 ^{*4}	引渡し実施者
	氏名・名称	所在地	情報提供 ^{*3}				
2020年6月30日	関西 花子	大阪市北区中之島1-3-20 (TEL : 06-6208-9996)	実施日 2020年6月30日		<input checked="" type="radio"/>	関西 花子	大阪 太郎

【飼養保管中に死亡の事実があった場合】

死亡年月日	死亡の原因

備考 ^{*1} 輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等

^{*2}

- ・輸入された動物であって、繁殖者等の登録番号及び所在地を記載する。
- ・譲渡された動物であって、繁殖者等の登録番号及び所在地を記載する。
- ・捕獲された動物にあっては当該の登録番号及び所在地を記載する。

^{*3} 「情報提供」欄については、動物の状況を記載する。

^{*4} 「現物確認」、「対面説明」及び

この帳簿は、記載の日から5年間保存する。

最初と変更が生じた都度に記入する
裏面はワクチンや治療の記録をする
最後に提出する

【動物に関する情報】

参考別紙2

参考様式

種類・品種	ヒヨウモントカゲモドキ	所有した日	2020年6月1日	数	6
繁殖者情報	氏名(法人名)	大阪 太郎	電話	06-6978-7710	
※繁殖口輸入口飼育口持扱	所在地	大阪市東成区 大今里西1-19-29	登録番号(業者)		
仕入れ元情報	氏名(法人名)		電話		
※繁殖者と同じ(右欄省略)	所在地		登録番号(業者)		

【販売又は引渡しに関する情報】

名前・整理番号等	2020.6.1-1	性別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌 <input type="checkbox"/> 不明	数	3
生年月日 (不明時は推定日と輸入日)	2020年5月1日	販売又は 引渡し日	2020年6月24日	特徴	色が薄い
相手先情報 (販売、引渡し)	氏名(法人名)	関西 花子	電話	06-6208-9996	
	所在地	大阪市北区 中之島1-3-20	登録番号(業者)		
法令に違反していないか	<input type="checkbox"/> 違反していない		販売担当者	大阪 太郎	
顧客による確認	現物確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 取扱業者		対面説明	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 取扱業者	
	顧客署名	関西 花子			
貸出し業を行う場合	目的	期間		情報提供	<input type="checkbox"/> 済
死亡日	年 月 日	死亡原因			

販売時の例

名前・整理番号等	2020.6.1-2	性別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌 <input type="checkbox"/> 不明	数	1
生年月日 (不明時は推定日と輸入日)	2020年5月1日	販売又は 引渡し日	年 月 日	特徴	小柄
相手先情報 (販売、引渡し)	氏名(法人名)		電話		
	所在地		登録番号(業者)		
法令に違反していないか	<input type="checkbox"/> 違反していない		販売担当者		
顧客による確認	現物確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 取扱業者		対面説明	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 取扱業者	
	顧客署名				
貸出し業を行う場合	目的	期間		情報提供	<input type="checkbox"/> 済
死亡日	2020年6月10日	死亡原因	感染症のため		

死亡時の例

名前・整理番号等	2020.6.1-3	性別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌 <input type="checkbox"/> 不明	数	2
生年月日 (不明時は推定日と輸入日)	2020年5月1日	販売又は 引渡し日	2020年6月14日	特徴	マダラが悪い
相手先情報 (販売、引渡し)	氏名(法人名)	関西 花子	電話	06-6208-9996	
	所在地	大阪市北区 中之島1-3-20	登録番号(業者)		
法令に違反していないか	<input type="checkbox"/> 違反していない		担当者	大阪 太郎	
顧客による確認	現物確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 取扱業者		対面説明	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 取扱業者	
	顧客署名	関西 花子			
貸出し業を行う場合	目的	イベントのため	期間	2020.6.15~2020.6.20	情報提供 <input type="checkbox"/> 済
死亡日	年 月 日	死亡原因			

【その他特記事項】

6匹とも 2020.6.1に〇〇動物病院で健康チェック済み

【備考】
この書
されるよ
売時にお

上記は複数匹取り扱う場合の参考例として作成しています。
※個体ごとに1枠ずつ使用することも可能です。

目が記載
している「販
賣」です。

【記載例】小動物、 鳥類、爬虫類



個体ごとでなく、
グループごとの
管理が可能

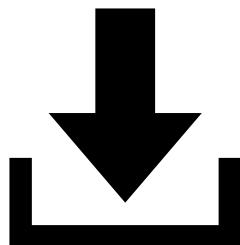


台帳の参考様式及び記入例は下記URLから
ダウンロードできます

大阪市HP

【動物取扱業】各種参考様式のダウンロード(記録台帳、標識、識別章等)

「<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000572272.html>」



二次元バーコード

◆ 帳簿の備付

<必要な記録台帳の提出について>

	必須
1. 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳	○
2. 動物の個体に関する帳簿	○

紙ベースではなく、電子上の記録も可能です。
紙、電子いずれも1年分を提出いただきます。
(当方が読み取れないデータ形式の場合、印刷して提出いただきます)

～犬猫で飼養経験を積まれる方へ～



数値規制のまとめ



健康診断について

数値規制のまとめ - ①運動について

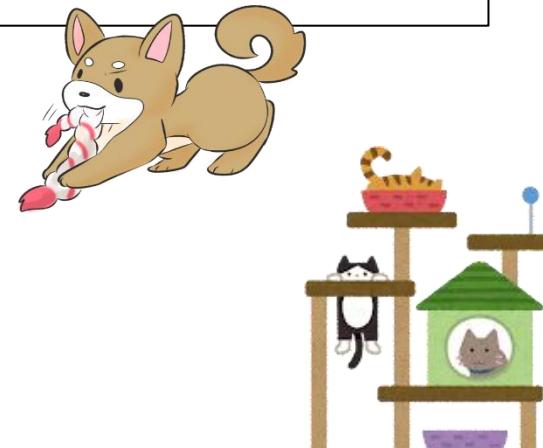
1日3時間以上、運動スペース内で自由に運動させる。…その時間とは別に散歩や遊具等で触れ合う。

- ・3時間以上の運動

合算は→OK

客とのふれあい時間→含まれない

飼養施設外の公園や散歩→含まれない



- ・散歩、遊具で触れ合う

家庭動物として必要な社会化を促進するため、

3時間以上の運動とは別に、人との触れ合いを行う。



数値規制のまとめ - ②ケージについて

【床材】

金網等の肉球を傷つけるもの×

【ケージや訓練場】

サビ、割れ、破れ×

適切に管理し、修繕しているものは
使用可能

タオルやマットを敷いて使用するのは○
ただし、タオル等がめくれていると×

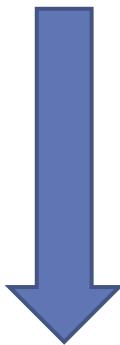


図表5 体長・体高ごとのケージ等の大きさ早見表(犬)

およその
目安トイードル等
小型犬柴犬等
中型犬ゴールデン・
レトリバー等
大型犬

体長(cm)	分離型		一体型・分離型の運動スペース			体高(cm)	分離型、一体型・ 分離型の運動スペース 高さ(cm)
	タテ(cm)	ヨコ(cm)	面積(m ²)	例:タテ(cm)	例:ヨコ(cm)		
12	24	18	0.26	72	36	12	24
14	28	21	0.35	84	42	14	28
16	32	24	0.46	96	48	16	32
18	36	27	0.58	108	54	18	36
20	40	30	0.72	120	60	20	40
22	44	33	0.87	132	66	22	44
24	48	36	1.04	144	72	24	48
26	52	39	1.22	156	78	26	52
28	56	42	1.41	168	84	28	56
30	60	45	1.62	180	90	30	60
32	64	48	1.84	192	96	32	64
34	68	51	2.08	204	102	34	68
36	72	54	2.33	216	108	36	72
38	76	57	2.60	228	114	38	76
40	80	60	2.88	240	120	40	80
42	84	63	3.18	252	126	42	84
44	88	66	3.48	264	132	44	88
46	92	69	3.81	276	138	46	92
48	96	72	4.15	288	144	48	96
50	100	75	4.50	300	150	50	100
52	104	78	4.87	312	156	52	104
54	108	81	5.25	324	162	54	108
56	112	84	5.64	336	168	56	112
58	116	87	6.06	348	174	58	116
60	120	90	6.48	360	180	60	120
62	124	93	6.92	372	186	62	124
64	128	96	7.37	384	192	64	128
66	132	99	7.84	396	198	66	132
68	136	102	8.32	408	204	68	136
70	140	105	8.82	420	210	70	140
72	144	108	9.33	432	216	72	144
74	148	111	9.86	444	222	74	148
76	152	114	10.40	456	228	76	152
78	156	117	10.95	468	234	78	156
80	160	120	11.52	480	240	80	160
82	164	123	12.10	492	246	82	164
84	168	126	12.70	504	252	84	168

図表6 体長・体高ごとのケージ等の大きさ早見表(猫)

およその
目安

日本猫

体長 (cm)	分離型		一体型・分離型の運動スペース			体高 (cm)	分離型	一体型・分離型の 運動スペース
	タテ(cm)	ヨコ(cm)	面積(m ²)	例:タテ(cm)	例:ヨコ(cm)		高さ(cm)	高さ(cm)
12	24	18	0.09	36	24	12	36	48
14	28	21	0.12	42	28	14	42	56
16	32	24	0.15	48	32	16	48	64
18	36	27	0.19	54	36	18	54	72
20	40	30	0.24	60	40	20	60	80
22	44	33	0.29	66	44	22	66	88
24	48	36	0.35	72	48	24	72	96
26	52	39	0.41	78	52	26	78	104
28	56	42	0.47	84	56	28	84	112
30	60	45	0.54	90	60	30	90	120
32	64	48	0.61	96	64	32	96	128
34	68	51	0.69	102	68	34	102	136
36	72	54	0.78	108	72	36	108	144
38	76	57	0.87	114	76	38	114	152
40	80	60	0.96	120	80	40	120	160
42	84	63	1.06	126	84	42	126	168
44	88	66	1.16	132	88	44	132	176
46	92	69	1.27	138	92	46	138	184
48	96	72	1.38	144	96	48	144	192
50	100	75	1.50	150	100	50	150	200
52	104	78	1.62	156	104	52	156	208
54	108	81	1.75	162	108	54	162	216
56	112	84	1.88	168	112	56	168	224
58	116	87	2.02	174	116	58	174	232
60	120	90	2.16	180	120	60	180	240

数値規制のまとめ - ③従業員数(員数規定)について

留意点

- ・複数の店舗にまたがって勤務している職員は
その事業所で働いた時間を常勤換算
- ・引退犬猫は員数規定の対象外
- ・親と同居している子犬・子猫は対象外



ただし、同居していてもすぐに販売できる状態の
子犬・子猫は員数規定の対象なので注意！！

従業員1人あたりが飼養できる 犬、猫の頭数

犬のみ:20頭(繁殖犬15頭まで)
猫のみ:30頭(繁殖猫25頭まで)
犬猫混合:右表参照

するが、組合せの最大値を取るため猫の頭数は「14頭」となる(②)。犬と猫の上限頭数が確定した後、これに対応する犬・猫の「繁殖の用に供する頭数」の上限頭数の値が何頭かを確認する。犬が「11頭」の場合、このうち繁殖犬は「8頭」が上限頭数となり(③)、これに対応する猫の上限頭数「14頭」の場合、このうち繁殖猫は「12頭」が上限頭数となる(④)。

上の例では、まず「犬の頭数」に着目したが、逆に「猫の頭数」から見た場合、猫の上限頭数に対応する犬の上限頭数は1つに決まるため、繁殖の用に供する犬・猫の頭数も明確に1つに決まることとなる。

参考表① (1人当たり犬20頭、猫30頭)本則別表をもとに作成

区分			
飼養または保管する犬の頭数		飼養又は保管する猫の頭数	
	うち繁殖の用に供する頭数		うち繁殖の用に供する頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
2		28	23
3	2	27	
4	3	26	22
5	4	25	21
6		24	20
7	5	23	19
8	6	22	18
9	7	21	
10		20	17
①11	②8	19	16
12	9	18	15
13	10	17	14
14		16	13
15	11	15	
16	12	14	④12
17	13	13	11
18		12	10
19	14	11	
20	15	10	9
		9	8
		8	7
		7	6
		6	5
		5	4
		4	3
		3	
		2	2
		1	1
		0	0

勤務形態	氏名	1週目							合計
		1	2	3	4	5	6	7	
		月	火	水	木	金	土	日	
常勤	A	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			40.0
非常勤	B					4.0	8.0	8.0	20.0
非常勤	C			4.0	4.0	4.0			20.0
常勤職員の人数									1
非常勤職員の勤務延時間									40
常勤換算方法による人数		非常勤職員の勤務延時間数/常勤職員の勤務すべき時間数(40)							1
合計		常勤職員の人数+常勤換算方法の人数							2

上記(常勤職員1名、非常勤職員2名)の場合

非常勤職員の勤務延時間数 : B氏(20時間)+C氏(20時間)=40時間

常勤換算方法による人数の求め方

非常勤職員の勤務時間数/常勤職員の勤務すべき時間数(40)

$$=(20\text{時間}+20\text{時間}) \div 40\text{時間} = 1\text{人}$$

すなわち、常勤職員1名+常勤換算方法による人数=1人+1人であるため、
 この施設での従業員数は2人になります。

数値規制のまとめ - ④展示方法・輸送について

休息

- ・ 休息できる設備に自由に移動できる状態をつくる。
- ・ もしくは、顧客の視線を避けられる環境で休息させる。
(展示が6時間を超える場合。目安1時間程度)



顧客の接触や視線あり
過剰な音響や照明 ⇒ 休息できる環境ではないのでX

輸送

- ・ 犬猫を販売(譲渡・貸出し)する際は、輸送後の飼養施設で2日間以上、健康状態を目視によって観察した個体を販売(譲渡・貸出し)する。(輸送されてきてすぐは販売等はできません)



数値規制のまとめ - ⑤繁殖回数(繁殖を行う場合)

・犬(メス)

生涯出産回数は6回まで

交配時の年齢は6歳以下

ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。



・猫(メス)

交配時の年齢は6歳以下



ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

※ 交配・出産等の情報を繁殖実施状況記録台帳に記録し、
5年間保管する。

※ 帝王切開を実施した場合は、獣医師による出生証明書と
診断書を5年間保管する。

※ 雌雄ともに獣医師の診断結果に従って繁殖を行う。

図表20 繁殖実施状況記録台帳

繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別

販売貸出し展示

動物の種類

交配等 年月日	雌 (個体識別番 号、名称等)	雄 (個体識別番 号、名称等)	出産・ 産卵 予定日	出産・ 産卵 年月日	出産・ 産卵数	出産・産卵 後の雌の状 態	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄				備 考	
								雌の交配時 の年齢	雌の生涯出 産回数	今後繁殖の用に供する 可能性(繁殖に供する ことをやめた年月日)			
										雌	雄		
						健・否	健康: 疾病等: 死亡等:	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()		

備考

- 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 「交配等年月日」欄には、交配年月日(交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日)等を記入すること。
- 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果(次回の繁殖に対する指導・助言内容等)を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。
- 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあっては、孵化年月日又は期間を併記すること。
- この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

数値規制のまとめ - ⑥健康診断

年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせる。
診断書を5年間保存する。
繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否
に関する診断を受けさせる。

- ・対象:今まで1年以上継続して飼養又は保管を行ってきた犬猫でこれからも業に供する個体。
販売業だけでなく、展示業、貸出業、譲受飼養業も対象。
- ・診断書の保管は対象の個体がいなくなっても。
- ・診断書の参考例は次のスライド。
あくまで目安として使用。様式問わない。
獣医師が獣医師法に基づいて作成。
必要な場合はさらなる詳細の検査や治療を行う。



診断書(参考例)

実施した個体:

診断結果: 健康 ・ 治療の必要あり
(所見等)

今後の繁殖の適否: 適 ・ 否 ※繁殖に供する個体の場合

今後の飼育において留意すべき事項等:
(所見等)

年 月 日

獣医師の氏名:

動物病院等の名称:

所在地:

電話番号:

健康診断において、特にチェックが必要な内容		異常 有 無
問診	日頃の飼育方法や管理状態、食欲、体調について気になる点がないか等	
行動の確認	常同行動等の異常(攻撃性や不安状態等も可能なら確認する)がないか等	
身体の確認	全身(被毛の状態、削瘦や肥満がないか等)	
	眼の周囲(目や等で視力に影響がないか等)	
	口の周囲(歯や歯石の状態に異常がないか等)	
	四肢(肉球に傷がないか、爪が伸びすぎていないか等)	
	肛門周囲(糞尿が固着していないか、傷やただれがないか等)	
	生殖器の状態(傷やただれがないか、今後繁殖に供しても問題ない状態か等)	
他に実施した検査	血液検査の結果等があれば添付	

※動物愛護管理法第41条の2に基づき、虐待等を受けたと思われる動物を発見した獣医師は都道府県等に通報する義務がある。

(獣医師による通報)

第41条の2 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、速満なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

一般的な検査の例

健康診断項目	
身体検査	体重測定 ・BCSの確認
	視診
	触診
	聴診
血液検査	血球検査
	血液化学検査
尿検査	
糞便検査	

かかりつけの獣医さんを
決めておくと相談しやすい



◆ 数値規制のより詳しい内容は、
こちらを参考にしてください



環境省ホームページ

「https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_dat_a/pamph/r0305a.html」



二次元
バーコード



わかりやすくまとま
っているよ

動物取扱業における 犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針

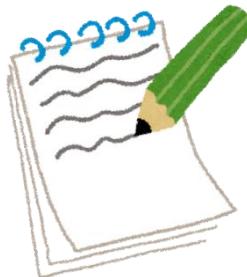
～守るべき基準のポイント～



(環境省ホームページより)

その他開業にあたっての注意事項

これから、よくある注意点についていくつかご案内いたします。なお、ここでご紹介する内容がすべてではありませんので、ご不明な点がございましたら、事前に動物管理センター一分室までお問い合わせください。



◆集合住宅で登録申請を行う際の注意点

- ・集合住宅によっては、貸主や管理組合が動物の飼育、獣舎の設置、事業所の設置などを規約により禁止している場合があります。
- ・出店を検討する場合、これらの禁止事項に該当しないかを事前に貸主または管理組合に必ずご確認ください(すでに居住されている場合も改めてご確認いただくことをおすすめします)。
- ・賃貸契約書に動物取扱業での利用が記されていない場合、登録申請時には必ず貸主または管理組合の発行した場所使用承諾書の提出が必要となります。(飼養経験申し込み時点では不要。)³³

◆ 用途地域に関する注意点

- ・大阪市内では、各住所地ごとに用途地域が都市計画により定められています。
- ・用途地域によっては、獣舎の面積に制限があり、出店できない場合があります。
- ・詳細につきましては、大阪都市計画局にご確認ください。なお、動物管理センター一分室ではお答えできませんので、ご了承ください。

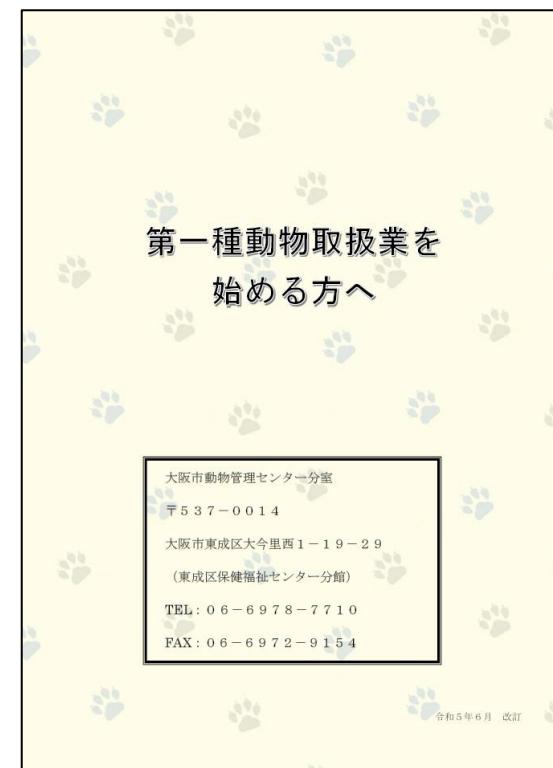
大阪市：用途地域 (...>都市計画>地域地区)

第一種動物取扱業を始める方へのハンドブック

- 第一種動物取扱業を始める方へのハンドブックはこちらからダウンロードできます。



二次元バーコード



再掲◆ 動物取扱責任者になるには

- パターン①：獣医師または愛玩動物看護師（国家資格）
パターン②：必要な経験と知識を証明できる人

経験

知識要件についても、
資格を取るなど忘
れずご用意ください

知識

学校卒業

- ・第一種動物取扱業の種別に
係る半年以上の実務経験
または
- ・動物の種類ごとに実務経験
と同等と認められる一年間以
上の飼養に従事した経験



- ・第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術
について1年間以上教育する学校等を卒業
または
- ・公平性及び専門性を持った団体が行う客観的
な試験によって、第一種動物取扱業の種別に係
る知識及び技術を習得していることの証明

資格

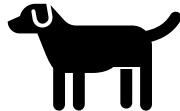
◆ 飼養経験の申し込み時の持ち物



- ・本人確認書類(免許証、マイナンバーカードなど)
- ・飼養経験を積みたい動物種を実際に自身が飼育していることがわかる写真。すべての動物種について必要となります。

開業にあたっての注意事項(再)

ここで紹介した内容がすべてではありませんので、
ご不明な点がございましたら、事前に動物管理セン
タ一分室までお問い合わせください。



Mail: fc0012@city.osaka.lg.jp

電話: 06-6978-7710

FAX: 06-6972-9154

大阪市動物管理センタ一分室





ご読了ありがとうございました。



- もしよろしければ、感想、ご意見お聞かせください。
右のバーコードから
アンケートに回答をお願いいたします。

飼養経験事前
研修アンケート

